

18 環境関係

ア リサイクル・廃棄物

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
<p>拡大生産者責任等の推進 (環境省、経済産業省)</p>	<p>廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製品の生産等に係る拡大生産者責任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討し、所要の措置を講ずる。また、デポジット制の導入及び3Rの促進に関する規格や基準(環境JIS、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)の情報提供措置等)の早急な拡大についても検討し、所要の措置を講ずる。</p>	<p>計画・環境ア</p>	<p>逐次実施</p>		
<p>一般廃棄物処理における民間参入の推進 (環境省)</p>	<p>一般廃棄物の処理に関して、市町村に課せられている処理責任が十分果たされるよう留意しつつ、一般廃棄物の処理における民間委託、PFI手法の導入等を進めるための環境整備を図り、更に業務委託を拡大していく。</p>	<p>計画・環境ア</p>	<p>逐次実施</p>		
<p>一般廃棄物の処理の有料化や分別収集に関するガイドラインの作成 (環境省)</p>	<p>一般廃棄物の削減に向け、排出抑制を行うために、現在各地方公共団体が個別に行っている一般廃棄物の処理の有料化についてガイドラインを示す。 そのガイドラインにおいては、手数料の料金設定や徴収の方法といった具体的な内容についても明記すべく検討を進める。 また有料化により不法投棄の増加が懸念されることから、不法投棄の更なる防止策についても検討し必要な措置を講ずる。 さらに、一般廃棄物の適正処理、リサイクルを促進する観点から、各地方公共団体で異なる分別収集区分についても標準となるようなガイドラインを作成し示す。</p>	<p>計画・環境ア</p>	<p>措置(平成19年6月目途に最終取りまとめ)</p>		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
家電リサイクル法で規制される製品群に係る、廃棄物処理法上の保管数量制限の緩和 (環境省)	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)(平成10年法律第97号)で規制される製品群)については、引き続き引取状況の季節変動の実態把握を行い、必要に応じて見直しのための検討を行う。	計画・環境ア	逐次実施		
自動車リサイクル法における盗難車両のリサイクル費用に関する取扱について (経済産業省、環境省)	自動車の盗難等の際のリサイクル料金の扱いについては、施行後の状況を見定めた上で、検討し、結論を得る。	計画・環境ア	引き続き検討、結論		
廃棄物処理法上の行政手続及び書類の電子化 (環境省)	廃棄物処理法上の許可情報等は、地方公共団体間で共有し、各地方公共団体がそれぞれ他の地方公共団体の許可情報等を有効に活用することや、複数の地方公共団体の許可を要する場合に申請手続を一括して行うことにより、事業者の行政手続が大幅に簡素化できることから、事業者や地方公共団体の意見も踏まえつつ、電子化に向けた取組みを開始する。	計画・環境ア21	引き続き検討		
廃棄物のエネルギー利用の推進 (環境省)	地球温暖化対策の要請を踏まえ、循環型社会形成推進基本法に規定する循環的利用の優先順位を留意しつつ、廃棄物のエネルギー利用の推進を図る必要があることから、その支援を進める。	重点・生活(1)	平成21年度まで実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
木くずの運用の明確化 (環境省)	a 製材所等から排出される木くずを自らの事業所内において、燃料として有効利用する場合、一定の条件を満たすものに関しては、当該設備を廃棄物処理施設としてではなく、製造工程の一部として扱うべく運用を明確化する。	重点・生活(1) ア	措置		
	b 製材所等から発生する木くずを燃料として適正に自ら活用するための燃焼炉を、複数の事業者が自ら共同で設置して共同利用する場合について、適正な処理を担保する観点から当該共同利用の内容を吟味し、生活環境保全上の支障が生じることのない等の一定の条件を満たすものに関しては、当該設備を廃棄物処理施設としてではなく、製造工程の一部として扱うべく運用を検討して結論を出す。	重点・生活(1) イ	措置		
都道府県及び市町村の指定制度の活用促進 (環境省)	各地方公共団体の判断により、廃棄物処理法上の業の許可手続を不要にし、円滑にリサイクルを進めるための制度である指定制度の利用促進の観点から、当該制度を地方公共団体及び事業者が、積極的かつ有効に制度を活用できる環境を整えるべく、周知を図る。	重点・生活(1)	措置		
放置間伐材の利用促進 (環境省)	未利用の木質資源の利用促進を図る観点から放置間伐材を廃棄物として扱うことなく活用していることが確認できた事例について、各地方公共団体に周知を行う。	重点・生活(1)	措置		
産業廃棄物の搬入・搬出の円滑化 (環境省)	各地方公共団体の事前協議規制の運用改善を通じて、産業廃棄物の搬入・搬出がスムーズに行われるように、地方公共団体に対して、周知徹底を図る。	重点・生活(1)	措置		

イ 地球温暖化

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
温室効果ガスの発生削減 (環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、財務省、関係府省)	<p>下記により、総合的な対策を実施する。</p> <p>a 費用効果性の高い手法を用いるとともに、地球温暖化対策は、事業者に対して新事業のフロンティアをもたらすこともあることを念頭に置いて取組を進める。</p> <p>b 温室効果ガスの削減技術の導入に当たっては、導入促進の実効性を高めるため施策の裏打ちを行っていく。公共交通機関、共同輸送、高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）、食品廃棄物リサイクル等のほかの政策目的から実施するいわゆる「ノンリグレット対策」について有効な場合はその導入を促進する。</p> <p>c 分野別には、交通体系のグリーン化、脱温暖化社会の構築に向けた都市・地域基盤社会整備、ライフスタイルの脱温暖化、非エネルギー起源の二酸化炭素、その他の温室効果ガスの排出削減対策を含む環境保全のための枠組みを推進する。</p> <p>d 効果的かつ効率的に温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、我が国全体の費用負担を公平性に配慮しつつ極力軽減し、環境保全と経済発展といった複数の政策目的を同時に達成するため、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法などあらゆる政策手法を総動員し、それらの特徴を活かしつつ、有機的に組み合わせるといったポリシーミックスの考え方を活用する。その最適なあり方については、京都議定書目標達成計画の対策・施策の進捗状況を見ながら、総合的に検討を行う。</p> <p>経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘導するものであり、地球温暖化対策の経済的支援</p>	計画・環境イ	逐次実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>策としての有効性も期待されている。その活用 に際しては、ポリシーミックスの考え方に沿っ て、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財 政コストを極力小さくすることが重要であり、 財政的支援に当たっては、費用対効果に配慮し つつ、予算の効率的な活用等に努める。</p> <p>e 太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギ ー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一 層の導入促進を図るため、より効率的・効果的 な支援策の検討を行うとともに、技術革新の現 状等を踏まえ、必要な環境整備等を一層推進す る。</p> <p>f クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、 低燃費車について、普及を推進するとともに、 低コスト化、性能面の向上に向けた技術開発等 を推進する。</p> <p>g 技術開発を引き続き推進する。その際、産学 官が適切な役割分担を図りながら、有機的・体 系的に技術開発に取り組む。</p> <p>h 地球温暖化の防止や生態系の保全など森林 の有する多面的機能が持続的に発揮されるよ う、適切な森林整備・保全を進める。</p>				
<p>ガスパイプ ラインの建 設促進 (経済産業省、 農林水産省)</p>	<p>公益特権を持つパイプライン事業者によるガ スパイプライン海底敷設に係る公益特権の行使 が想定され民間主体相互の交渉では漁業権等 に係る調整ができない場合には、客観性・透明性が 十分に確保されるように当該調整の在り方につ いて検討を行う。</p>	<p>計画・環 境イ b</p>	<p>実際上の必要が生じた場合 に検討</p>		

ウ ヒートアイランド

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
ヒートアイランド現象に係る調査研究に必要なデータの整備等 (環境省、国土交通省)	a ヒートアイランド現象に係る調査研究のために必要なデータの整備状況を把握し、研究機関などによる研究を一層促進させるため、ホームページなどを活用して、当該データを一元的に整理し、公表する。	計画・環境ウ	逐次更新		
	b ヒートアイランド現象へのメカニズムを解明し、その対策を総合的に評価する手法の改良を一層促進する。その際には、大規模な埋立てによる海面等からの冷気の減少が隣接する大都市のヒートアイランド現象に与える影響についても調査研究する。		逐次実施		
人工排熱の削減 (経済産業省、国土交通省、環境省)	空調システム、電気機器、自動車などの人間活動から排出される人工排熱を削減するため、当該エネルギー消費機器等の高効率化、建物の断熱・緑化、未利用エネルギー・自然エネルギーの利用といった対策の導入を促進する。	計画・環境ウ	逐次実施		
人工化された地表面被覆の改善 (国土交通省、環境省)	建物やアスファルト舗装などによって地表面が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、公園・緑地の整備、街路空間の緑化等による緑の確保、屋上・壁面緑化、水面の設置などの対策の導入を促進する。	計画・環境ウ	逐次実施		
ヒートアイランド対策に係る大綱の進捗状況の検証等 (環境省、国土交通省、関係府省)	ヒートアイランド対策関係府省連絡会議は、平成15年度策定のヒートアイランド対策に係る大綱に盛り込まれた対策の進捗状況について検証する。さらに、ヒートアイランド現象のメカニズムの解明、技術開発や対策手法の高度化の状況等を踏まえて、必要に応じ、大綱の見直しを柔軟に実施する。	計画・環境ウ	逐次実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
地方公共団体におけるヒートアイランド対策の推進 (環境省、国土交通省、関係府省)	国、関係地方公共団体などによる協議会を設置するなど、関係者間の十分な連携を図るとともに、大綱に基づき、ヒートアイランド現象が顕著な地方公共団体においてもヒートアイランド対策に係る計画の策定を促進する。	計画・環境ウ	逐次実施		

エ その他

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定 (環境省)	粒径2.5 μ m以下の微小粒子状物質(いわゆるPM2.5)の健康影響については、平成11年度から「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実を図るとともに、平成13年度から平成18年度を目途に全国的な長期疫学調査を実施している。環境基準の設定については、当該結果及び諸外国の知見や規制に関する動向等をも踏まえつつ、その必要性も含めて検討を行う。	計画・環境工	引き続き検討		